

令和5年3月6日

債権者各位

京都市伏見区風呂屋町265  
弁護士法人賢誠総合法律事務所  
代表社員 牧野誠司

## 合併公告

当法人は、令和5年4月10日を効力発生日として、弁護士法人経営創輝（大阪市中央区瓦町四丁目七番八号本町東栄ビル五階）と合併することとなりました。

この合併により、当法人は弁護士法人経営創輝の権利義務全部を承継して存続し、弁護士法人経営創輝は解散することとなります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。